

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部改正に伴う厚生労働省関係告示の整備に関する告示 新旧対象条文  
目次

○ 障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成十八年厚生労働省告示第三百九十五号)(抄) …………… 1

○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第四条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める程度(平成二十五年厚生労働省告示第七号)(抄) …………… 3

○ 障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成十八年厚生労働省告示第三百九十五号)

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>第一 障害福祉サービス及び相談支援の提供体制の確保に関する基本的事項</p> <p>一 基本的理念</p> <p>1 (略)</p> <p>2 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等</p> <p>障害者等が地域で障害福祉サービスを受けることができるよう市町村を実施主体の基本とする。また、障害福祉サービスの対象となる障害者等の範囲を身体障害者、知的障害者及び精神障害者並びに難病患者等(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第一条に基づき厚生労働大臣が定める特殊の疾病(平成二十六年厚生労働省告示第四百七十八号)に掲げる疾病による障害の程度が、当該障害により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける程度である者をいう。以下同じ。)であつて十八歳以上の者並びに障害児とし、サービスの充実を図り、都道府県の適切な支援等を通じて地域間で大きな格差のある障害福祉サービスの均てん化を図る。また、発達障害者及び高次脳機能障害者については、従来から精神障害者に含まれるものとして法に基づく給付の</p>	<p>第一 障害福祉サービス及び相談支援の提供体制の確保に関する基本的事項</p> <p>一 基本的理念</p> <p>1 (略)</p> <p>2 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等</p> <p>障害者等が地域で障害福祉サービスを受けることができるよう市町村を実施主体の基本とする。また、障害福祉サービスの対象となる障害者等の範囲を身体障害者、知的障害者及び精神障害者並びに難病患者等(治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成十八年政令第十号)別表に掲げるもの)による障害の程度が、当該障害により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける程度である者をいう。以下同じ。)であつて十八歳以上の者並びに障害児とし、サービスの充実を図り、都道府県の適切な支援等を通じて地域間で大きな格差のある障害福祉サービスの均てん化を図る。また、発達障害者及び高次脳機能障害者については、従来から精神障害者に含まれるものとして法に基づく給付の対象とな</p>

対象となっているところであり、引き続きその旨の周知を図る。さら  
らに、難病患者等についても、引き続き法に基づき給付の対象とな  
っている旨の周知を図っていく。

3 (略)

二〇四 (略)

つているところであり、引き続きその旨の周知を図る。さらに、難  
病患者等についても、引き続き法に基づき給付の対象となっている  
旨の周知を図っていく。

3 (略)

二〇四 (略)

○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第四条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める程度（平成二十五年厚生労働省告示第七号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第四条第一項に規定する厚生労働大臣が定める程度は、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第一条に基づき厚生労働大臣が定める特殊の疾病（平成二十六年厚生労働省告示第四百七十八号）に掲げる疾病</u>による障害により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける程度とする。</p>	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第四条第一項に規定する厚生労働大臣が定める程度は、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）別表に掲げる特殊の疾病</u>による障害により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける程度とする。</p>